

中学校社会科公民的分野におけるウェルビーイングの教材化と視点化

—地域中学校とのオンラインによる教室を越えた小集団授業実践を経て—

内山 和紀

(静岡大学教育学部附属島田中学校)

Teaching materials and perspectives on well-being in the civic field of junior high school social studies

Through online small group lessons with local junior high schools that go beyond the classroom

要旨

本紀要は、中学校社会科教育においてウェルビーイングをどのように捉え、教材の一つとして又は授業における思考・判断の視点の一つとしてどのように扱うべきかを、社会科教科教育の実践者の立場から、検証を試みたものである。「一人ひとりがより良い生き方のできる社会」の形成者として、主体的に社会に参画し、構想し続けるというねらいに基づき、ウェルビーイングに着目して「公民としての資質・能力」を定義した。公民的分野の政治分野では、個人や社会の持続的に良好・幸福な状態に着目した人権、法、主権者教育等を展開し、その成果を見取るために、教室を越えてオンライン合同小集団授業実践に取り組んだ記録を報告するものである。

キーワード： 中学校社会科 公民的分野 公民としての資質・能力 ウェルビーイング 幸福観
オンライン授業 小集団 グローバル化 人権教育 法教育 主権者教育

1. はじめに

中学校学習指導要領解説社会編(2017)[以下、指導要領解説と表記]において、社会科の目標は「広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎」を育成することとして整理されている(文部科学省2017, p. 23)。この「公民としての資質・能力」について唐木(2016)は、教師一人ひとりが、それをどのように定義し、どう授業づくりを進めるかという発想に立つことが社会科教育研究において重要であり、授業の当事者である教師と子どもが自律性をもって、社会科の未来を決めていくことが望ましいと著書でふれている(唐木2016, p. 159-163)。

では、本校の社会科教育研究として社会科の目標である「公民としての資質・能力」を、どのようなねらいに基づいて論じ、どのように定義すべきか。本校社会科部ではこのねらいを「一人ひとりがより良い生き方のできる社会の形成者として、主体的に社会に参画し、構想し続けること」とした。これは、草郷(2022)が唱える「より良い生き方のできる社会実現」を参考にしたものである。

彼は、私たち自身が社会を変えていく当事者であることを自覚し、ウェルビーイングを大切にす地域が増えていけば、循環型共生社会に向かって社会は動き出すとしている。これまでの社会の基盤となっていた経済成長モデルとは異なる、一人ひとりがもっている潜在的な力を活かし、充足度の高い生き方を選択、追

求できる社会をウェルビーイングモデルとし、個々のウェルビーイングを高められるかどうかは、その社会の在り方次第でもあると論じている(草郷2022, p. 209-215)。誰一人取り残さない社会へと変革させるためには、個人や社会のウェルビーイングについての視点をもって、国家のしくみや社会資本を整備すべきという主張を支持するところである。

この社会資本の整備に関連していえば、前野(2022)はウェルビーイング産業として、あらゆる人工物にウェルビーイングとなる種を埋め込むことは可能であり、それらはウェルビーイングを陽に考慮したデザインとして広がる余地があると述べている。日本国憲法の基本的人権の最初に書かれた権利は幸福追求権であり、すべての人は幸せに生きる権利を有している。そうであるならば、そもそもすべての産業はウェルビーイング産業になるべきであり、ウェルビーイングの視点が社会開発を促進すると主張している(前野2022, p. 328-330)。

白井(2020)も、ウェルビーイングは人それぞれによって異なり得る「私たちが実現したい未来(The Future We Want)を考える上で、大きな方向性を示す枠組みとして理解されており、社会におけるウェルビーイングは共有されるべきゴールであるとまとめている(白井2020, p. 60-64)。

また、中央教育審議会委員の内田(2023)は、次期教育振興基本計画におけるウェルビーイングの解説の中で、北米などにみられる獲得的幸福観と異なる、日

本の協調的幸福観をベースとして、個人、他者、社会それぞれの幸せな状態が循環されることを、ウェルビーイングがもつ性質の一つとして解説している（文部科学省 2023）。誰かの幸せは、自身や社会全体の幸せに巡りめぐって還元されるというダイナミックな発想を得ることは、生徒にとっての、社会を変えていく当事者であることの自覚や、社会参画の原動力につながると仮定でき、本校社会科のねらいである主体的に社会に参画し、構想し続けることに近づくものであると考えられる。

このように、近年頻繁に目にするようになったウェルビーイングはさまざまな立場から、または健康、経済、教育など、さまざまな見地から論じられているが、本紀要は「中学校社会科教科教育」実践者の立場から、ウェルビーイングをどのように捉え、社会科の教材の一つとして、または授業における思考・判断の視点の一つとしてどのように扱うべきかを、実践を通して検証を試みるものである。この実践と検証を、地域の公立中学校にも協力を依頼し、教室を越えたオンライン合同小集団授業実践を通して、生徒の表れを収集していく。

「一人ひとりがより良い生き方のできる社会の形成者として、主体的に社会に参画し、構想し続けること」というねらいを達成させる「公民としての資質・能力」を、指導要領解説に則った上で、それに次の要素を付加するような発想で定義する。

<要素①>[思考力・判断力・表現力等に関する]

社会における課題を見出し、個人や社会のウェルビーイング（＝持続的に良好・幸福な状態）に着目しながら、根拠をもとに多面的・多角的に考察・構想し、意思決定や合意形成をする力（資質・能力）

<要素②>[学びに向かう力、人間性等に関する]

社会全体のウェルビーイング（＝持続的に良好・幸福な状態）と、学習者自身の関わりについて見出し、社会に関わる当事者としての意識をもって、一人ひとりがより良い生き方のできる社会の実現を視野に、課題を追究したり解決したりする活動に主体的に取り組み、社会に参画し、社会を創造したいと考える力（資質・能力）

<要素①について>

社会における課題の解決は、決して幸福観によるどころだけで思考、判断されるべきではない。しかし、地歴公民のどの分野の授業であっても、社会にみられる課題を考察、構想する時、必ずそこには社会を形成する人々の姿が登場し、時に生徒はそういった人々の立場にたつて、多角的な思考や判断に迫る。やはり社会科授業においては特に、そうした人々の持続的幸福

観を考察する場面、もしくは社会全体の持続的に良好・幸福な状態を構想する場面は、これからの「公民としての資質・能力」の育成として必要だと主張する。他者のみならず自己が社会の形成者であることを自覚すると共に、多面的・多角的な思考、判断、合意形成のプロセスに、社会科の学問としての体系的な社会の概念を根拠にするだけでなく、ウェルビーイングの理念に則って、社会そのものを形成する人の姿や心の内に迫る学習のプロセスが含まれることを期待している。それが「一人ひとりがより良い生き方のできる社会」を形成することに繋がっていくと仮説を立てる。

<要素②について>

社会における課題を他人事ではなく、生徒が自分の課題の一つとして捉えるためには、その課題とのつながりが生徒に理解されることが必要である。他者や社会における課題について触れた時に、それが自分たちのウェルビーイングにも巡って関係していることを見出すことができれば、生徒が主体的に学びに向かい、延いては社会に参画し、社会を創造していくことの意味や価値として理解されると考える。社会における課題の当事者としての意識が芽生えることによって、他者の生き方を見つめ、社会における自身の人間としての行為主体性を育むことにつながると期待している。

「主体的に社会に参画し、構想し続けること」に繋がる資質・能力として仮説を立てる。

また、ウェルビーイングに着目した授業を構想する上で、はじめにウェルビーイングの言葉とその概念を教師と生徒で共有しておく必要がある。概念の獲得場面となる授業実践の詳細は後述するが、ここで「ウェルビーイング」を「持続的に良好・幸福な状態」として生徒に紹介している。前野（2022）は、「ウェルビーイング」の言葉の意味の訳し方が、「満たされた状態」「良好な状態」「幸せ・幸福」など、学術的な理由や日本社会の情勢によって常に変化をしてきたことを述べている（前野 2022, p328-330）。そこでやはり、授業内で扱う以上は「ウェルビーイング」の広義な解釈を残すより、「持続的に良好・幸福な状態」と定めた方が、生徒たちとウェルビーイングを視点として共有しやすいと考えた。本紀要の実践場面で扱うウェルビーイングは、すなわち「持続的に良好・幸福な状態」として承知されたいところである。

2. 授業の構想

中学校第3学年の公民的分野大項目「A 私たちと現代社会」「C 私たちと政治」で実践をおこなった。現代社会の見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動の中に、個人や社会の持続的に良好・幸福な状態に着目させる場面をいくつか設定し、「公民としての資質・能力」に関する生徒のあらわれを見

取り検証する。

大項目「A 私たちと現代社会」においては、ウェルビーイングの概念を教師と生徒で共有する場面として、現代日本の特色の一つであるグローバル化に対する理解と関連させて授業を構想した。大項目「A 私たちと現代社会」は指導要領解説にあるように、現代社会の特色や、現代社会における文化の意義や影響を理解できるようにするとともに、現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みについて、具体的な社会生活と関連付けるなどして理解できるようにし、以後の政治の学習の導入とすることを主なねらいとしている。定義する「公民としての資質・能力」の要素の育成を達成するためには、公民的分野全体でウェルビーイングを扱っていく必要があり、公民的分野の出発点段階での概念の共有を試みた。

大項目「C 私たちと政治」では、「人権」や「法」、「主権者」をキーワードに、将来国政に参加する公民としての意欲や態度を育むことも視野に入れ、授業を構想している。ウェルビーイングに着目することで、指導要領解説におけるこうしたねらいや目標がより深い学びとして達成されているかどうかを検証する。

前述した「公民としての資質・能力」の要素と照らし合わせ、大項目「C 私たちと政治」全体を通して目指す生徒の姿を次のように整理した。こうした生徒の姿が実践を通して見られるかどうかを授業記録から洗い出し、ウェルビーイングを教材として扱い着目させることの有効性を検証していく。

<「C 私たちと政治」において目指す生徒の姿>

① 基本的「人権」の保障や、個人や社会のウェルビーイング（＝持続的に良好・幸福な状態）の実現が、「一人ひとりがより良い生き方のできる社会」の創造につながることを社会的な構造として理解し、多面的・多角的に説明する姿。
② 個人や社会のウェルビーイングの実現を軸として、個人や社会と「法」（＝憲法・法律・条例など）の関係について多面的・多角的に説明する姿。
③ 上記①・②のようなウェルビーイングや人権、法に関する多面的・多角的な思考・判断・表現の学習の成果として、主体的に社会に参画しようとする、社会と自分自身を結び付けた「主権者」としての自覚を表す姿。

3. 授業実践報告

（1）ウェルビーイングの概念共有の授業実践（大項目「A 私たちと現代社会」）

本研究では、ウェルビーイングの言葉とその概念の共有場面を大項目「A 私たちと現代社会」に求めた。本実践は、中学校第3学年の生徒たちにとって、初め

ての公民的分野の授業である。

<授業名>

谷川俊太郎著「いっぽんの鉛筆のむこうに」から探るグローバル化とウェルビーイング

<学習目標>

初版1989年の谷川俊太郎著「いっぽんの鉛筆のむこうに」を読み、グローバル化がもたらす幸福について議論をすることを通して、グローバル化について理解を深める共に、個人や社会のウェルビーイングについて、自分の考えをもつことができる。（思考・判断・表現）

授業の導入として、「公民（citizen）」の言葉の意味について話題にした後、一本の鉛筆を生徒に提示した。

教師[以下、Tと表記]：これは一本の鉛筆です。この鉛筆を握りしめると、どんな現代社会が見えますか？
生徒[以下、Sと表記]：作っている工場、大量生産。
S：鉛筆かじっていた友だちがいたな。
S：今はシャーペン。売れなくなってきている？

生徒たちは鉛筆と社会を関係づけて、思うままに発言した。

次に、谷川俊太郎氏が著した絵本「いっぽんの鉛筆のむこうに」を範読した。

この作品は、鉛筆ができる過程と、その過程にたずさわるスリランカ、アメリカ、メキシコ、日本など、各国の人々の労働と生活、考え方を記録したものである。初版は1989年で、1992年には教科書「小学校第4学年国語四下はばたき（光村図書）」に裁定され、2001年に教材として使用されなくなるまで多くの児童に親しまれた作品であることを紹介した。30年以上も前に記録されたこの作品には、スリランカの鉱山地下300メートルの暑さに耐えて、黒鉛のかたまりを手作業で採掘する労働者の姿が描かれていたり、生地のままの鉛筆に仕上げの塗装を工場で施す、日本の七人家族の母親の仕事のやりがいに関する言葉が紹介されていたりする。人や物、資金や情報などの移動が、国境を越えて社会的、経済的に地球規模で広がっていくグローバル化の様子を学べる教材の一つといえよう。

範読を終えた2023年を生きる生徒たちの第一声は、「かわいそう」だった。

T：感想を教えてください。
S：なんか、かわいそう。
T：どうして？
S：だって、毎日カレーだし、今と比べると危険な環境で働いているし。
S：ラジオを聞いて寝るってことは、テレビとかインターネットとか…情報化もすすんでいないの

かな。

S：七人家族そろってご飯を食べた後、お父さんは何をしているのだろうか。

S：鉛筆ももう売れなくなってきたんじゃないかな。森林破壊などの環境問題とも関係がありそう。

S：アメリカの人が一番裕福な気がする。だって、メロンとサンドイッチと、それからビールでしょ。これって格差だ。

T：作品を批判するつもりは一切ありません。しかしみんなが言うように、今を生きる私たちが見ると、課題が多く目につきますね。国際分業や自由貿易、企業進出や多文化社会をもたらすグローバル化は、世界中の人々を幸せにするものなのでしょうか？

生徒たちから次々と問いが生まれてきた。それらの問いに受け答えつつ、学習課題として「グローバル化は、人々を幸せにするのか？」を提示した。

以下は、この学習課題に対する生徒の意見の一部である。

・発展途上国で働く人の中には、やりたくもないけどやらなければ生きていけない状況にある人もいます。そうした労働者に少しでも良い待遇を与え幸せにするためには、先進国の力が必要だと思います。

・グローバル化の力で企業が進出し、技術を与えることが大事だと思います。鉱山での採掘を、機械化できるようにすれば良いのではないのでしょうか。

・労働と賃金が比例していないと、幸せを感じることはないでしょう。国際社会でフェアトレードのような考え方が広まると良いです。

・労働に関するルールづくりが大切だと思います。休養や食事も大切で、健康的に働けるようにすべき。

・国際分業は押しつけのように感じるが、これによって技術革新が起こる可能性もある。人々の苦労に注目していけば、製造工程の自動化、AIなどによる効率化がはかれるかもしれない。しかし、鉱山で働く人々の職が奪われることになる。

作品の影響もあってか、全体的にグローバル化に対してネガティブな意見に偏ってしまったが、グローバル化がもたらす貿易や国際分業、技術革新などへの理解と共に、社会そのものを形成する人の姿や心の内に着目する追究のプロセスがみられた。

T：では、日本の工場の塗装部門で働く母親の「仕事が楽しい」という「やりがい」ともとれる発言

は…だまされているのでしょうか。

S：だまされている。それしか知らないだろうから仕方がないけれど。

S：いや、私たちから見ると大変そうだけど、幸せを感じているのではないかな。当時の幸せ観というか。

T：幸せって、何だろう。ウェルビーイングという言葉聞いたことがありますか。

ここで、「幸せ」の捉え方は、主観・客観を含めさまざまであることを踏まえ、ウェルビーイングの定義を共有していった。

T：例えば、この作品に登場する人が「持続的に良好・幸福な状態」になると、社会にとってどのような良いことがあるのでしょうか。

S：すばらしい鉛筆ができるかも。

S：幸せになるってことは、社会のしくみが整えられてきた証拠。

T：これからもウェルビーイングに着目しながら、公民の授業における課題を追究していきましょう。

以下は、生徒の振り返りの一部である。

・ウェルビーイングは世界的にも重要だと思った。今の社会はまさに一人ひとりが幸せじゃないから組織も険悪な雰囲気になったり、製品の質が悪くなったり、より働く環境が悪くなったりすることだと考えた。もっと未来につながるような日本になってほしい。

・幸せな人は様々な人を幸せにするから、誰かが幸せなのはすごいことだと思った。そうなるためには、今ある経済格差や差別・偏見などの課題を解決しなければならないから、社会のしくみを変えることも大切だと感じた。

・ウェルビーイングは人それぞれであり、現れ方もそれぞれだけれど、共通なこととしてはSDGsの達成に近づける点にあると思います。自分の幸せは他人にとっては違うかもしれないので注意して考えて、次の授業でも自分と他者という視点でみたいです。

・ウェルビーイングが私たちの身の回りの状況、社会をより良くするだけでなく、私たちの幸せを創っていくという「目に見えない発展」をするためのキーであることをこれからも考え、社会発展の指標を「物」だけでなく「心」も含めて捉え、グローバル化する社会に対応していきたいと思いました。

・ウェルビーイングの考え方はすごく同感するところがあった。例えば、勉強でも嫌だな、辛いなと思ってやるよりも、楽しいなとやる気に満ち溢れた状態で勉強した方が絶対に効率は良くなると思う。それと同じように、社会のいろいろなところで持続可

能な幸せが溢れることで、より良い社会になるのではないかなと思った。

・持続的って大変だなあと思った。持続的っていうのは、今の幸福だけじゃなくて、未来の幸福まで考えないといけないってこと。未来のことを考えるために、現在のことをしっかり勉強していきたい。

・どうしても持続可能な“開発”という方に目を向けてしまいがちだけれど（目に見える形が多いから）、目に見えない幸せというところも考えて、これからの公民を学んでいきたいです。

・持続可能というのは物質的なことだけではなく、人の気持ちも十分関わってくることがわかった。日本の持続可能は、物質的に見たら先進国だし、かなり良い順位に入っていたと思うけど、人の気持ちの面でみたら、日本は自殺する人も多いと聞き、ちょっとしたことですぐ悩んでしまう人が多いと聞く。でも、国民性とかも関わっているだろうから、仕方がないと思ってしまう自分もいる。

これから学習する現代社会にみられる課題を、「持続的（持続可能性）」「幸福感」といったキーワードを軸にして考察を試みていこうとする生徒の記述が目立った。ウェルビーイングの言葉とその概念を、一つの指針として生徒と共有することができたように感じている。

(2)ウェルビーイングの概念を活かした授業実践(大項目「C 私たちと政治」)

大項目「C 私たちと政治」は、「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」と「民主政治と政治参加」の二つの中項目で構成されている。これら中項目の授業実践のおおまかな学習内容を次に列挙する。

<「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」>

<p><単元課題> だれもが幸せに生きられる社会を創るための「人権」や「法」と、「ウェルビーイング」にはどのような関係がみられるのか？</p>	
1	<p>※以下枠の中は授業における学習課題</p> <p>私たちはなぜ、日本国憲法について学ぶのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あつてよいちがいとあつてはならないちがい ・A君（仮想の人物）の人生 ・人権思想の発展と歴史 ・大日本帝国憲法との比較 ・法の支配、立憲主義
2	<p>これからの象徴天皇制は、どうあるべきか？ ※議論はおこなわず、個人の考えをもつに留めている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民主権 ・天皇の仕事 ・日本国憲法に込められた思い
3	

	<p>夫婦同姓を定める民法 750 条は、合憲？それとも違憲？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あなたのまちの婚姻届 ・性的少数者（LGBTQ+） ・選択的夫婦別姓
4	<p>『個人の尊重』（＝あらゆる個人のウェルビーイング）を達成するために、「法」「国家・公権」「国民」において最も大切なものは？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同和問題 ・民族問題 ・日本に住む外国人の問題 ・ハンセン病の問題 ・インクルージョン ・個人の尊重 ・法の下の平等
5	<p>法によって、制限されるべき自由は何か？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由権（身体、精神、経済活動等） ・9つの自由 ピラミッドランキング
6	<p>ウェルビーイングを得るために、どのような働き方改革が必要？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会権（生存権、教育を受ける権利、労働基本権等） ・働き方改革の推進
7	<p>国民の「人権を確実にするための権利」と、「不断の努力」とは？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣人訴訟（1977）裁判を受ける権利 ・参政権、請求権、国民の義務
8	<p>「公共の福祉」による人権の制限は、何を基準に決定できるか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイパス建設計画 ・公共の福祉
9	<p>（未来の世界のウェルビーイング）未来は、どんな「新しい人権」が必要になるだろう？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい人権 ・画像生成 AI と著作権 <p>新しい人権を、憲法に明記すべきか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幸福追求権の法的性格
10	<p>人権保障に関して「できること」と「できないこと」になぜ差が生じてしまうのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒジャブ着用の問題 ・国際化する人権問題と保障
11	<p>「憲法第9条に自衛隊を明記すべきか否か」の問題は、「法」の問題と「“実社会”の問題」、どちらをより重視して議論さ</p>

れるべきか？ ・平和主義、戦争放棄 ・在日米軍基地問題 ・自衛隊の活動 ・日本を取り巻く安全保障問題

< 「民主政治と政治参加」 >

< 単元課題 > (「法」に記された「政治のしくみ」から考える) ウェルビーイング実現のために、私たちにできることは？	
1	限りなくみんなが納得する「多数決」の方法は？ ・多数決の原理と意思決定の方法 (模擬選挙から学ぶ) 「民主主義」とは何か？ ・日本の国政選挙のしくみと模擬選挙
2	(「多数決」「選挙」日本の「民主主義」において) 少数派である若者たちのウェルビーイングを叶えるには？ ・選挙区制による一票の格差 ・低下する若者の投票率 ・政党政治 ・シルバー民主主義 ・政治参加とマスメディア
3	(国会・内閣のしくみや働き、三権の関係について) 内閣総理大臣物語をつくらう ・内閣総理大臣の一日 ・憲法が定める日本の政治のしくみ(立法、行政を中心に) ・大きな政府と小さな政府
4	内閣提出法案と議員提出法案、どちらをより成立させた方が“民主的”で、個人や社会のウェルビーイングを叶えているといえるか？ ・令和の成立法案
5	(模擬裁判を経て) あなたが感じた司法(裁判)の利点と課題点は？ ・模擬裁判(おとぎ話法廷より) ・裁判所のしくみと働き
6	私たちにとって「法」が身近になるためには？ ・刑事事件と人権 ・法テラス ・裁判員制度 ・司法制度改革
7	あなたの地域の“非ウェルビーイング”とウェルビーイング条例案は？ ・地方自治とそのしくみ ・住民の権利

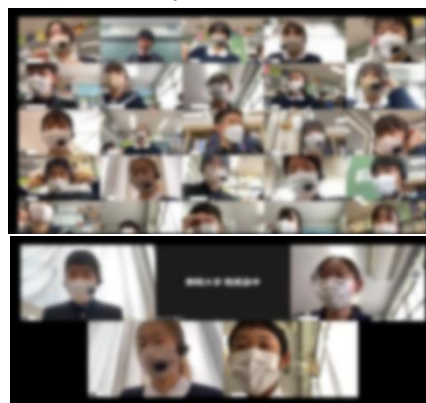
	(民主主義の学校、「法」をつくる!) 地域にふさわしい「ウェルビーイング条例」の条件は？ ・全国ユニーク条例 ・条例の制定と法的拘束力
8	地域のウェルビーイングを実現するための、地方財政における最重要課題とその解決案は？ ・地方財政の状況 ・地方自治の課題 ・平成の大合併 ・ふるさと納税
9	(「法」に記された「政治のしくみ」を振り返って) 本当に三権それぞれの権限は等しいのか？ ・日本の三権分立 ・違憲審査制 ・米英仏の政治のしくみ
10	(後述) 掛川市立城東中学校とのオンライン合同小集団授業実践

後述する掛川市立城東中学校とのオンライン合同小集団授業実践に向けて、城東中においてもこれらの実践を参考にし、改修しつつ実践していただいている。

これら個々の授業記録については、本紀要では詳細な実践報告を控えるが、大項目のまとめとして位置づけられたオンライン合同小集団授業実践における、生徒の表れの根拠となる授業が展開されていたことを想像されたい。

(3) 掛川市立城東中学校とのオンライン合同授業実践(令和5年12月7日実施)

これまでの実践を、研究協力員である掛川市立城東中学校の杉山高久教諭にご協力いただき、地域実践として検証していただいた。大項目のまとめとして Zoom ミーティングによるオンライン合同小集団授業実践をおこなった。小集団グループは、本校の生徒が2名、城東中の生徒が2名の、4人1組全17組である。写真はその時の様子である。



(写真) Zoom ミーティングによるオンライン合同小集団授業実践の様子 ※生徒の名前を伏せ、鮮明度を下げている。

<授業名>

「法」による、個人や社会の「ウェルビーイング」の実現

<学習目標>

「法」が有する役割について触れながら、「法」と個人や社会のウェルビーイングの実現の関係について、「法の支配」「個人の尊重」「多様性」「民主主義」「自由と権利」「責任と義務」「持続可能性」「公共の福祉」などの見方を働かせ、多面的・多角的に説明することができる。(思考・判断・表現)

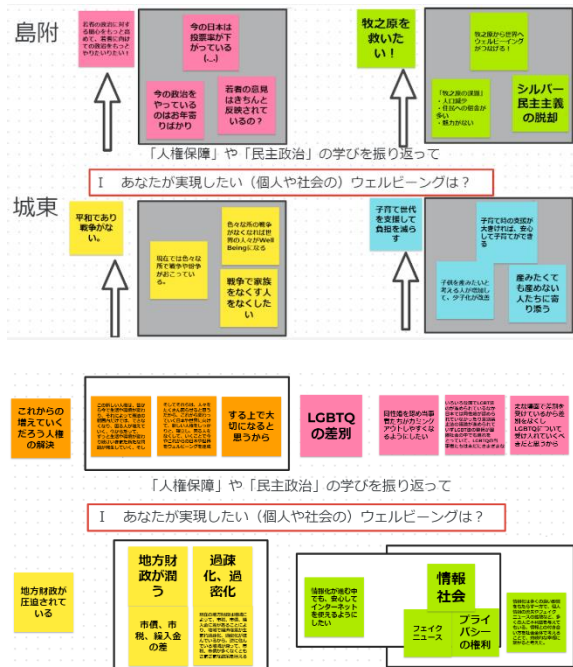
<学習課題 I >

(これまでの「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」「民主政治と政治参加」などを中心に振り返って)あなたが実現したい個人や社会のウェルビーイングは？

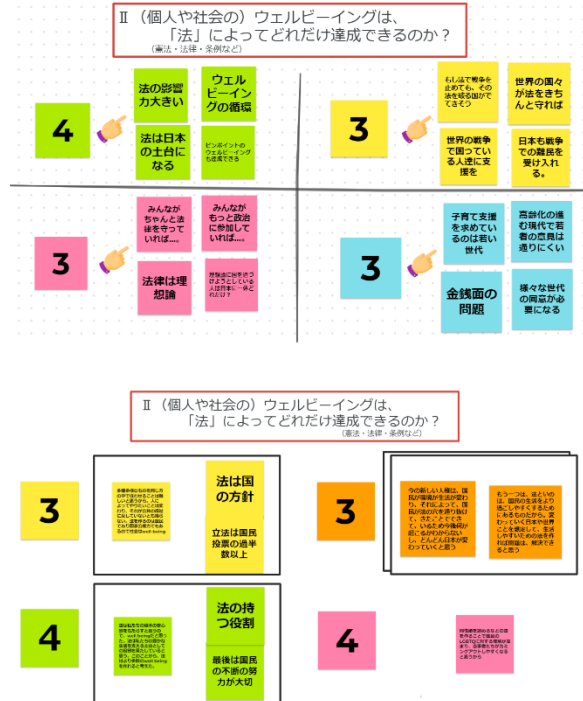
<学習課題 II >

個人や社会のウェルビーイングは、「法」によってどれだけ達成できるのだろうか？

オンライン授業の時間はできるだけ生徒同士による討論を展開する時間を設けるため、学習課題 I・IIについては、事前に生徒に個々の考えを練ってきてもらい、それらを Google の Jamboard に反映させている。図 1・2 は、互いの学校の生徒によって事前にまとめられた jamboard の一部である。



(図 1) 学習課題 I に対する、グループの jamboard の記録



(図 2) 学習課題 II に対する、グループの jamboard の記録

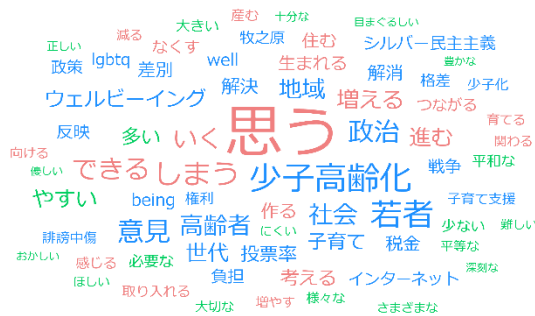
オンラインでは Zoom のブレイクアウトルーム機能を使用し、各グループ自己紹介を経て、学習課題 I「あなたが実現したい個人や社会のウェルビーイングは何か」について、はじめに紹介があった。

以下が示すのは、学習課題 I の生徒の意見を、授業者が分析し、まとめたものである。

主な内容	(n=68)
少子高齢化、子育てに関する	20
民主政治、選挙、多数決に関する	14
人権問題、差別・偏見に関する	6
情報化社会に関する	6
地方自治に関する	5
貧困問題、労働問題に関する	5
平和、戦争に関する	3
法の在り方(新しい人権)に関する	2
税金の在り方に関する	2
その他	3
欠席・無回答	2

これまでの「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」「民主政治と政治参加」などを中心に振り返るよう指示してあったため、少子高齢化や子育てに関する内容についても、民主政治や人権、法などについて言及している意見が多く見られた。

以下は、無料A Iテキストマイニング Web サイト (User Local) を使用して、学習課題 I の分析を試みた図である。



(図3) A Iテキストマイニング (User Local) を使用した、学習課題 I の分析結果

※スコア順ではなく、出現頻度順である。単語の色は品詞の種類で異なっており、青色が名詞、赤色が動詞、緑色が形容詞・形容動詞を表している。

赤色の動詞に注目すると、「～だと思う」「～できる」「～になってしまう」といった、社会の諸課題を学び、それに対する自分の意見をもつ生徒の姿が浮かび上がってくる。

以下は、これら学習課題 I の生徒の意見の一部である。

<少子高齢化、子育て支援に関する>

- ・(城東中) 「少子高齢化を解消する」

私たちの住んでいる地域では過疎化が進み、少子高齢化によって若者が減り、高齢者が増えてしまっている。まず、私たちができることは、まず子育て世代が住むために環境を作ることだと思う。そのためには、結婚、子供・子育てに温かい社会を作らなければならない。少子高齢化を解消し、年金などの社会保障の現役世代の負担を軽くしたい。

- ・(島田中) 「子ども・子育て世代に優しい世の中をつくりたい」

少子化が進んでいるのは子供が生まれたとしても社会のサポートが整っておらず、子育てをすることに不安が残っているせいだと思う。高齢化が進みシルバー民主政治が広がっていて高齢者のための政策は受け入れられやすいのに、若者や子育て世代の意見が反映されていないのではないと思う。子育て世代や子供に優しい世の中を作るために、具体的には保育園を増やすことや育休を取ることに決まりを作りたい。

保育園を整備するとどんな良いことが起こるのかを考えてみた。お母さん・お父さんに時間と心の余裕ができる→仕事と育児の両立ができるようになるので収入を維持できて企業も十分な労働力が確保できる→経済もが活性化する→子供も親にた

くさんの愛情を持って育ててもらえて優しい子に育つ→お母さんやお父さんが子供の将来について考えられる時間ができる→子供に合った学校や塾・習い事をさせてあげられる→人間性や知性も備えた優秀な人材が育っていく→今の世代も次の世代も日本全体で経済が発展する…など幸せが循環していくと思う。

- ・(島田中) 「少子高齢化」

少子高齢化から抜け出すことができれば労働人口が増えるので、経済的なウェルビーイングも生まれるし、若い人たちがマイノリティでなくなることで政治的に意見が通りやすくなって若い人たちがより良い暮らしができるようになり、たくさんの方のウェルビーイングが生まれると思った。私は、少子化対策について保育所や保育士を増やすなどの工夫はしているところは良いと思いましたが、効果を感じられていなかったり、他の国と比べて少子化対策にお金をかけられていなかったり、子育てをするために仕事を辞めなければならない女性が多いことが課題だと感じた。女性が働けないことは経済においてマイナスだし、働きたいのに働けないのは人権や両性の本質的平等に関わってくるので、できるだけ早く解決すべき問題だと思った。

<民主政治、選挙、多数決に関する>

- ・(島田中) 「取り入れる思想の偏りをなくす」

多数決や、代表者とはいえ一人の意見が全体の意見となる決め方は、残された人はウェルビーイングになりにくいと考えました。幸福追求権や個人の尊重、自由権などを考えると、思想に偏りがあること自体は良いことですが、政策はバランスが大切だと思います。

- ・(島田中) 「票がもたらす影響について考えたい」

場所によって得票数に差が出てしまうことを完全にすということとは難しいかもしれない。ただ、それをそのままほったらかしにするのではなく、何か策を出して差を縮めていく必要があると思う。個人のウェルビーイングにつながるためには、その地域の政策というものは大きく関わってくると思う。例えば、政策が高齢者に沿ったものだけだった場合、当然その地域からは若者がウェルビーイングな暮らしを実現できず、去っていくと思う。

- ・(島田中) 「どの人の人権も守り、全員の意見を反映させたい。」

またたくさんの方がいるからこそ、幅広い意見が生まれる。しかし、今の日本の政治は少数意見を反映させることができる仕組みなのか疑問がある。政治の分野で学習したが、国会でできる法律のほとんどは内閣から出された案で、主な党の考えだけが活かされている気がする。昔からの概念や決まりに囚

われすぎて、今までに例がなかった人の行動を制限するのはおかしいと思う。多様性を理解し、それに対応するような社会を作った方が良いだろう。

・（城東中）「シルバー民主主義」

民主主義の仕組みはあっても、民主主義になっていない。シルバー民主主義によって、若者世代の声は政府に届きにくくなっている。これにより世代間の格差も広がってしまっている。少子高齢化が進んでいる原因もシルバー民主主義により、若者世代の投票率が低く、親世代への子育て支援が行きとどいていないことなどがあげられると思う。これからの未来をいいものにするためにも、若者世代や私たち学生への支援活動を増やせるよう改善する必要があると思う。

<人権問題、差別・偏見に関する>

・（島田中）「男女や民族が平等に生活できる社会」

男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法、アイヌ民族支援法など、さまざまな法律でこうした人々の人権が守られている。しかし、法律自体が国民に浸透しておらず、いまだに消しきれていない差別がある。それらが解決すれば、社会全体が豊かになり、幸せになり、発展していくと思う。

・（島田中）「無意識の中にある偏見、差別の解消」

政治の世界では出身地、性、障害の有無などに対する差別の解消のための法や制度の整備が行われている。しかし、実社会ではまだ偏見、差別が根強く残っており、特に性に関する偏見は無意識のうちに持っていることが多い。日常的な会話はもちろん、企業の宣伝などの不特定多数の人に広めるものにも違和感があるものも存在する。

・（城東中）「LGBTQの差別」

いろいろな国でLGBT法の整備が進められている中、日本では同性婚や差別禁止法の議論があまり進められておらず、法の整備が国際社会の中でも遅れをとっていて、LGBTQの当事者たちは未だにさまざまな場面で差別を受けている。差別をなくしLGBTQについて受け入れていくべきだと思う。

<情報化社会に関する>

・（城東中）「ネットなどでの誹謗中傷やいじめ、個人情報の流出」

近年スマホなどのICTが普及してきて、中学生や小学生でも使えるようになり、ネットがより身近な存在になったからこそSNSでの誹謗中傷や、いじめなども多発するようになってしまっているから。さらに誹謗中傷の標的となった人達が自ら命を絶ってしまうなどの事件も近年多くなってきているため、一部の人達のウェルビーイングが実現されていないと思っている。

・（島田中）「情報化が進む中でも、安心してインターネットを使えるようにしたい。」

情報化は国境を超えて国同士の関わりを深めることができ、良い面も多い。一方で、フェイクニュースや個人情報の流失などの大きな課題があると思う。授業で取り扱った「#東京脱出」のように、メディアが拡散するパターンもあり、特に最近では、SNSによってフェイク動画や画像などが拡散されていることから、情報化が進む今、すぐに解決すべき課題だと思う。また、プライバシーの権利については、個人情報保護法である程度守られているのかもしれないが、ニュースでも個人情報が流失したという事件を聞くため、不十分であると感じる。これらのことから、私は情報化が進む中でも、安心してインターネットが使えるようにするためにはどうすればいいのかを考え、その面でのウェルビーイングを作りたい。

・（島田中）「インターネット（主にAI）との上手い付き合い方」

私自身もX（旧twitter）やユーチューブ等でアカウントを持っているのだが、無断転載や誹謗中傷で裁判沙汰になる人たちをよく見かける。そして、正しい1人と悪質な多数が戦っているケースもある。そして今、AIによる被害も増えている。AIによる勝手な学習は著作権侵害とは言い難いのが現状だ。最近ネットニュースの表紙的な画面もAI生成されているケースがある。そしてChatGPTの登場によって、レポートや発表原稿をAIに任せる人が増えてきてしまった。間違った情報もたくさんあるからすごい注意が必要だと思う。正しい使い方、そして人権を守るためにも基本となる法を作り、それによる制限も必要だと思う。国会で「インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案」が出たけど、通らなかった。現状を理解し、正しい法律を作ることが大切だと思う。

<地方自治に関する>

・（島田中）「牧之原を救いたい！」

地方自治の時にやったように、牧之原（本生徒の住んでいる地域）は課題が山積み。借金が多く、少子高齢化も進んでいる。魅力のある市にするための条例を考えたい。牧之原がウェルビーイングタウンになれば、静岡全体が牧之原のまねをしてウェルビーイングな県になる。静岡がウェルビーイングな県になれば、日本、そして世界がウェルビーイングになり循環していくと思うから、これを実現したいなと思った。

・（城東中）「地域の幸福」

掛川ウェルビーイング条例をつくった際にそれぞれの地区で災害対策や空き家、地域の人達との関

わり方などの様々な問題を人々が抱えている事がわかり、全ての世代の人達が身体的・精神的・社会的に良好な状態で暮らしやすい地域社会を築いていくことが必要だと強く感じたから。これから先の社会を担っていく若い世代の人の意見が通らないと若い人達が住みにくい地域になってしまう。そして、若者が都市に行ってしまう人口減少にもつながると思うから。まず地域のウェルビーイングが達成されるべきだと思う。

<貧困問題、労働問題に関する>

- ・(城東中)「貧困問題の解消」

憲法に書かれている「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」は誰もが保障されるべき。世界的に取り組んでいるSDGsにも貧困をなくそうとあり、過重労働や児童労働、教育や医療の格差にも繋がってしまうから。

- ・(城東中)「国民の豊かな生活」

都市圏と地方圏では所得格差が広がっており、増税や物価高などから生活に支障が出てきている国民がいる。そうした人々の最低賃金をあげて、みんながウェルビーイングになって欲しい。

<平和、戦争に関する>

- ・(城東中)「平和であり戦争がない」

現在は、ウクライナとロシアやイスラエルなど、世界のいたるところで戦争や紛争が起こっている。戦争がなくなり平和になれば、世界中の人々がウェルビーイングになると思うから。

- ・(城東中)「戦争をなくす！」

戦争によって食料、住む場所、教育の場が失われている人々がたくさんいる。戦争は互いに本来望んでいるものではないと思う。全ての人が協力し、戦争以外の解決方法を考え、平和でみんなが助け合えるような社会になってほしい。

<法の在り方(新しい人権)に関する>

- ・(島田中)「法で守られたい」

新しい人権の授業で様々な権利が主張されるようになってきていること、中にはその権利が保障されていなかったことでウェルビーイングが損なわれていた事例もあったことがわかった。また、権利と権利がぶつかり合うことも多くあることがいろいろな裁判事例わかった。そこから、変化していく社会でしっかりと権利やその権利を行使できる範囲を定めておかないといけないと思った。何かあったら憲法や法律が尊重される社会になってほしい。

- ・(城東中)「新しい人権の問題を解決する」

新しい人権は、昔から生活や環境が変わり、それによって憲法の範囲内だけではできないことが生まれ、困る人が増えていく。今だって、ずっと生活や環境が変わり続け、また新たな問題が発生し、

人々をたくさん困らせると思う。だから、変わっていく日本や世界に向けて、これからも新しい人権をしっかりと確立していくことでウェルビーイングが達成されていくと思う。

<税金の在り方に関する>

- ・(島田中)「税金の使い道」

税金は使いどころによっては得をする人と、全然関係なくてよく分からないことに使われてしまい、自分には影響や利益がなく損をする人もでてくるので、誰もが納得する税金の使われ方が、みんなのウェルビーイングになると思います。

<その他>

- ・(島田中)「都道府県による医師数の格差や、医療崩壊が起きないようにする。」

現在都道府県で約1.93倍も医師数に違いがあり、将来十分に医療サービスを受けられない場所が出てくるかもしれない。実際北海道旭川市ではコロナウイルスにより医療崩壊が起きている。過疎地域に人がいなくなり、東京などに色々な機関が集中することで、過疎地域の高齢者に十分な医療が届かない場合もある。人手や予算を見直し、よりよい医療環境を作るべきだと思う。また、世界でも医療従事者は戦争などで大変な立場にいることも忘れてはいけないと思う。

公民的分野「C 私たちと政治」の学習内容だけでなく、これまでの歴史や地理の学習や、生徒自身が経験している現代の課題も意見形成に影響していることが読み取れる。実現したいと考えるウェルビーイングは生徒によって多様だが、社会に対して課題を見出したり、一人ひとりがより良い生き方のできる社会の未来を構想したりする生徒の姿が見られた。

学習課題Ⅰの共有後、学習課題Ⅱの「個人や社会のウェルビーイングは、「法」によってどれだけ達成できるのか」について、小集団グループ毎に議論をした。「法」による個人や社会のウェルビーイングの達成度を5段階で評価している。

以下はその評価の集計結果である。

「法」によってどれだけ個人や社会のウェルビーイングは達成できるか	(n=68)
5 (達成できる)	0
4 (かなり達成できる)	34
3 (ある程度達成できる)	24
2 (あまり達成できない)	8
1 (達成できない)	0
欠席・無回答	2

「法」によってウェルビーイングは達成されるとポジティブに考える生徒が多いことは明らかである。し

かし、「4」や「3」と評価した生徒であっても、「法」によって“達成できる面”と“達成ができない、達成が困難な面”があると生徒が捉えていることが読み取れる。

以下は、生徒の判断理由の一部である。

＜「達成度4」と評価した生徒の意見＞

・法によって様々なものを制限することで、より大多数の人のウェルビーイングを作ることができると思う。私は今生活している中で、少なからず法に守られていると感じる。持続的な視点で見ると、法は根本の安心感をもたらすと思う。私たちは、法に守られている下で、豊かな生活が営まれていると思うので、土台としての役割を持つ法はウェルビーイングに大きく良い影響をもたらしていると思う。一方で少数派のウェルビーイングは本当に達成できるのかという点と違うと思う。制限されることにより生まれるノットウェルビーイングもあるように感じた。また、もう一つの私が5にしていない理由は、法によって制限しても、全てが解決するわけではなく、最後は国民の不断の努力によるところがあると思ったからだ。

・法の上にあるものはない。また、拘束力がある。個人や国家公権力が何かをしようとしたときには必ず法が絡んでくるから、法は個人を個人から守ったり、個人を国家公権力から守ったりするのは一番効果的だと思う。法律は国民や行政が超えてはいけない一線を定めるものだから、その一線が適切なところに設定されればかなり高いレベルでウェルビーイングが達成できると思う。

・法が私たちに与える影響や役割として制御や補助というものがあると思う。例えば、犯罪で人を殺したら罰則が与えられるという法律があると思う。それは罪を犯した人の行動を制御するということがあると思う。また、違う例になるとアイヌ文化振興法というものがあると思う。これはアイヌ民族の方々への偏見などをなくするための補助でもあるかなと思う。これらのことから法には、一つの場所や人に権力が偏らずにより平等になるような役割があると思う。それを踏まえて考えてみると私は格差がないことや誰でも平等に過ごせるということが社会のウェルビーイングにつながると思う。確かに個人からウェルビーイングになっていくことは大切でそれによって周りにいい影響をもたらすということが起これば社会全体もウェルビーイングになると思う。ただ、個人のウェルビーイングとして公共の福祉に反しているようなものになるとそれはその人だけの幸せであり、社会全体のウェルビーイングには遠ざかると思う。個人の考えを変えることは難しいかもしれないけれど、法によって悪い考

えを持っている人がいた場合、その人がやる悪い行動を少しでも抑えることができると思う。

・法や国に支えられているという安心感がある。社会全体でその問題が注目されている感じがして「一人ではない」という安心感があると思う。だから、少数派の意見を持つ人でも声を上げやすくなるはず。私が実現したいウェルビーイングな社会について考えてみても、法律によって保育園や保育士の増加、育休のとりやすさは確実に変わると思う。でも、実際に「育休を取っても大丈夫」のような暖かい雰囲気を作ることができて初めて、子育てする人たちを受け入れられる。法律を制定しただけではウェルビーイングは達成できない面もあると思う。

・法は、国民にとって「当たり前」の話になると思います。例えば、「ヘルメットはつけなきゃいけないものだ」というふうには、そもそもの意識を変えることができると思います。また、法というのは破ろうと思えば、いつでも破れるものです。さらに、円安など、そもそも法でどうにかできないものもあります。これらのように、すべてを変えられるわけではないものですが、法があることによって意識・行動が変わった人は、少なからずいると思うので、無いよりはあった方が、社会にとって得になることがあるのかなと思いました。

＜「達成度3」と評価した生徒の意見＞

・もし仮に法で戦争を止めたとしても、ある国がその法をやぶってまた戦争をしだす可能性があるのでから。

・憲法第13条で1人ひとりが幸福を追求することのできるとある。地域のウェルビーイングを実現するために、地域全体で全ての世代の幸福を叶えるために憲法がきっかけとなって何か行動をとれると思ったから。

・法的拘束力があっても、いかに国民に浸透しているかが大事になってくると思う。「知らず知らずのうちに守られていた」などがないようにしたいから、法を制定しても持っている価値全てを発揮できているわけではないと考えた。そして、法で決められるのは表面的な動きでのみだから、根本にある人の気持ちや思いやりは別の何かで整えていく必要があると思った。

・法によって作られている政治、経済活動、司法の仕組みによって、多くの人が不当に損得を得ないようになっているが、人の意識や思想などは変わりづらかったり、時に法と対立したりする。法に反した人の行動や、ウェルビーイングを重んじないような人の作った法によって達成が妨げられる可能性がある。

・少数派がどうしてもウェルビーイングでは無くな

ってしまう社会になってしまっている。そしてそれらの意見を尊重することで、もう片方の意見の方々が、ウェルビーイングではなくなってしまう。法によってウェルビーイングが良くなるのではなく、法と人の行動と考え方によって良くなると思う。法だけで何とかするのではなく、人の考え方が変わらないといけないと思った。人と法で達成率を半分ずつくらい。

・法があればウェルビーイングのためにどんなことをすればいいのか指標になる。法が人権を脅したらいけないし、より多くの人の理解を得ていないと意味がない

・曖昧だった答えが明記されてしまい、個人に不都合になることもあると思った。結局感情の話になってしまうのは言わずもがな。

・弱い立場の人たちへの対応が法によって整っているのだろうか。全ての国民の権利を保障するための法だが、同性婚や夫婦別姓の対応も今の日本はできていなくて、望んでいる人たちのウェルビーイングは達成されてはいないと思う。その意見を取り入れるためにも政党があるが、政権を持っている党の意見が今も強く、他の党の意見は取り入れにくいのではないだろうか。もちろん多くの人の幸せを作っていると思うが、少数派の幸せは作れているのかと疑問に思った。

・法によって制限することができるのは、行動だけで思考は制限できないから。例えば、差別に対して「差別してはいけない、平等にしよう」という法律をつくったとしても、今までこの人たちは自分たちより下、差別してもいいんだと思っていた人たちの被差別者への感情は変えることができない。だから、形式上差別が無くなったとしても、根本が変わらなければウェルビーイングが達成できていないと言えると思う。法で半分、国民の精神で半分。

<「達成度2」と評価した生徒の意見>

・憲法の下にある法律はたくさんある。でも守られている法だけじゃない。法があっても無くても達成されることもある。制限しすぎていることもあるし、口だけの法もある。

・インターネット、AIに関しては全てを制限するのがとても難しい。法を作ったとしても目の行き届くところが少ない。被害に遭った後の対策とか、AIに関しての詳しいルールを決めるとか、人権、幸福追求を守るための法の制定、取り組みはしていくべきだと思う。あるアプリの使用を制限したり、行き過ぎたものがあれば制限したりしていくのも一つの手だと思う。

自身が実現したいと願うウェルビーイングと関係づけて判断理由を記述した生徒や、法の支配の見方を含

めた法の性質と役割、法と国民の生活とのつながりや影響、法の遵守と国民の不断の努力、公共の福祉など、これまでの学習過程を総括して意見を形成する生徒がみられた。大局してみると、多様な個人や社会のウェルビーイングを達成するためには、法も大切だが、人の意識や行動も大切だと考える生徒の姿がみられた。

以下は、学習課題Ⅱに対する個々の意見の共有を終えた後の、小集団グループの対話記録である。本校(島田中)は生徒A、生徒B、城東中は生徒C、生徒Dと表記している。なお、言葉に詰まっている箇所や相槌などは、記録として省いている。

生徒A：さっき言ってくれたみたいに、(法をみんなが)守れば「4」かなって意見があったと思うんですけど、法を守るためには、個人の努力が必要ですよ。そこについて、何か意見がある人はいますか。どんな感じに努力すればいいかな。

生徒C：やっぱり、シルバー民主主義が解決されれば、若者世代の意見が取り入れられるので、良くなると思います。

生徒A：シルバー民主主義って、少子高齢化が進んでいる時代だから、どうしても起こり得ちゃうことだから、そこの対策の難しさがありますよね。どうやって解決したら良いだろう。

生徒C：まずは、若者が選挙に行って、投票率をあげないと。

生徒A：そこがウェルビーイングな法をつくっていく課題になってくる場所ですよ。全員が参加できていない、特に若者が。法に偏りが生まれてしまう。

生徒A：「3」にした人で、「2」にしなかった理由みたいなってありますか。そこまで低くないのは、何でなんだろうなって。

生徒D：法をちゃんと守る国が多そうだから。

生徒B：一応、法を守って国家・公権力とか、国民って生活できてるんで、まあ「2」まではいかなかな。一応、国として成り立ってるから。それ以上のものを求めていくんだったら、もっと求めていけると思います。

生徒A：やっぱり、そこまで低くないというのは、みんな共通認識でいいかな。「2」まではいかなけど、「3」「4」あたりかな。

生徒B・C・D：そうだね。

生徒A：僕が「4」だと思ったのは、法の影響力で。影響力の大きいから、ウェルビーイングは達成しやすいんじゃないかなって。個人が幸せになれば、循環して広がっていくけど、スタートがたくさんあった方が良いですよ。その法にもよるんですけど。良い法だったら、起源がたくさんできて、そ

こからバァーって広がるだろうから、やっぱり法はすごいなって思っています。

生徒B・C・D：たしかに。

生徒C：私は、子どもを産みたいって考えている人は、日本で結構多いと思う。高齢者が多いことによって、意見は通りにくいかもしれないけど、支援は求めている人はたくさんいるので、(子育て支援に関する)法がもっとつくられていくべきだと思います。

生徒A：法によって、意識が変えられることもある。やっぱり、最終的にウェルビーイングが達成されるのって個人の主観でしかないから、法がどう人の意識を動かすのが難しいし、法の課題だなんて感じました。

生徒B：「3」か「4」で決めていけば良さそうだね。

生徒A：法の良いところがたくさんあるのか、不完全なところがたくさんあるのかっていうのが難しいところですね。

生徒B：じゃあ、言っているんですか。法律って、しくみは完璧？完璧かは分からないけど、日本にとってきっと良い影響をもたらしているし、さっきAさんが言ってくれたんですけど、法の影響って国民に対して大きいと思うんですよ。でも、法のしくみがちゃんととしても、それを実行する国民がいなくていうか、法が国民に対して与えている影響だけじゃなく、世論を含めて、国民が法に対してどう影響を与えているかっていうのも考えなきゃなっています。法としてのしくみはいいけど、それに参加する人たちってどうなんだろうって。

生徒A：法から国民は良いけど、国民から法がどうなっているのが難しい。さっき、法を守らない国がいたら、法は敗れちゃうって、Dさんが言っていたけど。

生徒D：ちょっと難しいですね。

生徒A：やっぱり法には限界があって、個人や国、行政がどう努力するかっていうところに課題があるから、まだ完全な達成とは言えないっていう意味で、「3」ですか。

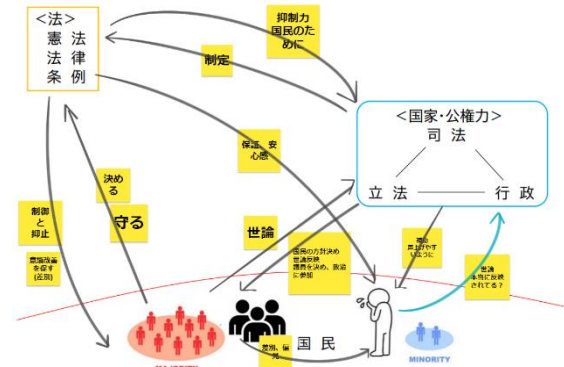
生徒D：そうですね。

生徒B：ジャムボードにみなさんが言っていたことをまとめてみたんですけど、どうですか。何かあれば、書き加えてもらいたいです。

小集団グループの対話を文字としておこし分析してみると、生徒によって「法」や「ウェルビーイング」に関しての知識や理解に差があることは明らかだが、これらの内容を共有できたことに、オンラインによる教室を越えた本実践の価値があるのではと考える。また、「法」とウェルビーイングの関係や、ウェルビー

イングを実現するための国民、「主権者」としての考えを意見として交わす内容も見取ることができる。

次の図は、小集団グループの対話を通して作成されたJamboardの例である。「法」と「国家・公権力」、「国民」これらの関係を表しながら対話をすすめることは難しかったグループも多かったが、それぞれが相互に与える影響について考えるきっかけとなり、法や主権者に関する考えの形成を助けるツールとなっていたと想像している。



(図4) 学習課題Ⅱの小集団議論を通して作成されたjamboardの記録

授業後に GoogleForm にて、参加生徒に振り返りとしてアンケートを記入してもらった。

以下はその内容の一部である。

<①学校・教室をこえた「オンライン授業」の率直な感想を、教えて下さい。>

(城東中)

- ・自分の考えが広がったし、同じ学校の子からは出ない意見を聞くことができ、すごく楽しかった。いい機会でした。
- ・見方や考え方が広がり、とても楽しかったです。自分が思いつかなかった意見や考えをたくさん知ることができたのでとても学びが深まりました。
- ・とても貴重な体験だった。自分よりも知識量のある人たちと話し合いをすることで自分の見識を広めることができ、何より楽しかった。

(島田中)

- ・違う視点からの意見を聞くことができ、いろいろな角度から課題について考えることに繋がったと思う。
- ・とても楽しく、いつもとは違う視点から課題を考えることができました。
- ・気軽な意見の発信が、普段の小集団追究よりしにくいと思った。意見に対するつぶやきが減った感じがある。また話してる相手の意見が固まってないと

話し合いがそもそもできなくなるため、事前にそれぞれのオンラインをする相手同士が意見を深めておくことが大切だと感じた。

・声が聴き取りづらい時があって、せっかく意見が出ているのにもったいないなと思った。だから私はオンラインよりも対面のほうがやりやすいなと思った。しかし、自分のもっていなかった視点を相手がもっていて新しい考えが生まれたり、自分の考えが深まったりして面白かった。

・全く面識がない人との追究だったので、始まるまではとても緊張して会話が盛り上がらないのではないかと不安だったが、反応も多く思っていたよりも面白かった。話し合いによってウェルビーイングへの理解がより一層深まったと思う。

・自分にはない意見を聞けたり、客観的に色々な意見について考えたりすることができた。意見を共有し合う中で共感する部分や付け加え、反対などで考えがより深まった。オンラインで話すことで、誰が話すのかなどのタイミングが分からなかったり、あやふやなところもあったりしたため、そこは直接会って話せたらよかったなと感じた。ただ、オンラインでの話し方を慣れる事ができたと思う。

本実践の機会を前向きに捉えた感想が多くみられた。しかし、接続の不具合や環境整備、オンラインによるやりとりの難しさを訴える生徒もいた。

<②「私たち」にとって、「法」とは何だと考えますか？授業で学んだことを振り返って、教えて下さい。>

(城東中)

・私たちがウェルビーイングになるための一つの手段であり、法だけでは制限しきれないこともあるけれど、私たちにとって重要なもの。

・私たちが制限する規則のようなものではなく、より良い持続可能な社会を実現するための理想的な目標になっていると思う。

(島田中)

・法は越えてはいけない一線を定め、私たちの権利を国家・公権力から守ってくれるものだと思う。だから私たちは、法に守ってもらうためにしっかりと法を守らないといけなと思う。法は、特に少数派を守るものとも思う。法によって、ウェルビーイングではない人の not well-being な状態が改善されていると思う。

・「法」は国会議員が決めて、国会議員は国民の代表。よって、法は自分たち国民が作っているということになる。自分たちの生活をより良くするために

「法」を作って、ルールの中で生きていく。しかし、そのルールは全員に寄り添うことができるものなのだろうか。ルールがしっかりと守られているのだろうか。そのルールが全員に平等に与えられているわけではないと考えた。しかし、そのルールは国民の意識を変えようと思う。ルールを守るかは自分次第だが、「ルールがあるな」という気持ちは残ると思う。だから、「法」は全く意味がないものではなく、人の意識を変えるものだと思うので、必要だと考えた。

・私たちに安心感を与えてくれるもので、影響力が非常に大きいもの。私たちの人権を守ってくれていて、豊かな生活を支えてくれている一方で、まだ不完全な面もあって、“私たち”の中には法によって我慢を強いられることもあるもの。

・私たちにとっての法は国家・公権力から人権を守るためにあるもので、同時に変わりゆく世の中や人々の価値観の中で、苦しんでいる人を守り、全ての人に等しくあるため定められたもの。国の方針や重要になってきた事柄を守り、作っていくために一定の基準や、「やっていい」「いけない」を定めたもの。他に「やらなければいけない」を推進するといったものもあると思う。

・授業が始まるまでは、法とは私たちの自由を制限するもので私たちの生活とは離れた存在だと思っ
ていましたが、学習していくうちに私たちの身近にも法で守られているものがあると知り、法律は私たちの自由や生きやすさを守るために、私たちの自由を制限するものだという考え方に変わりました。

・法は私たちの生活に大きく関わってくるものかなと思う。例えば私はアイヌの民族ではないため世界とアイヌの枠組みから見たら私は大人数なのかもしれないが、選挙に関しての有権者で行くと私たちはまだ有権者ではないため政治に直接自分の意見が届きにくい少数派だと思う。いろんな面から見て誰も少数派であったり、多数派であったりすることはあると思う。その人たちを守るためにも法というものがあるのかなと思った。また、法は国家・公権力など権力を多く持ちやすいところを抑止力する力もあるのではないかなと感じた。

<③これから「あなた」は、「法」とどのように関わっていかうと考えますか？授業で学んだことを振り返って、教えて下さい。>

(城東中)

・18歳になったら選挙活動ができるので、投票して若者の投票率を上げ、法の下での平等を達成したい

・基本的には私たちを守ってくれるものであるから、法の規則に基づいて生活できるようにしたい。

・人々の幸福を守っていくことが法を定める目的の1つであると思っているので、法を通してウェルビーイング実現のための理解を深めたいです。そして日本や世界にはたくさん法があり、法があるからこそ今自分は平和な生活を送れているということを知ってこの社会でこれから先の社会を少しでも担っていける人になりたいです。

・まず、法についてよく知り、知った上で自分の生活に生かしていくことはできないか、使える法はないかなどをよく考えながら関わる。また、時代の変化により社会も変わり、それによって法の改正もあると思う。だからこそ、臨機応変な対応をできるような準備をしたい。

・法によってより良い社会を実現させるために、どんな法が必要か、そして今あるものも含めてどんなものが不必要か(または改正が必要か)を考えて積極的に発信したり、その法が守られるように取り組んだりすることが大切だと思う。

(島田中)

・自分が不利益を被る法はもちろん、恩恵を得られる法に対しても、法によりどんな人が虐げられるのか、差別されるのかを一度考え、法を利用したり、時に批判したりして、関わっていききたいと思いました。

・僕は、今回の話し合いを通してしっかり法を守って生きていきたいなと思った。法は自分たちに対して一方的に働いているものだから、自分たちが法を守らなくては法の意味がなくなってしまう。不断の努力は大切なことなんだなということを今回の話し合いで改めて感じた。だから、今まで習ってきた憲法が描く理想とはどのようなものなのかということをも自分の中でしっかり考えて、そんな理想に近づけるよう行動をしていきたいなと思った。

・法を改正すべきなのか、今の法は現代に合っているのか、国会に意見を出すことは大変だけど、自分自身で考えて判断していきたいなと思った。また、選挙も法と関わることのひとつで身近なこと。

・法には強い力があるが、その力が100%発揮できるかどうかは国民や行政の行動次第という結論がでた。法によるウェルビーイングを作れるように積極的に法について知ろうとする意識と、法を順守しようという意識を常に持っていきたい。

・法は破っても良いし、守ることもラインのギリギリで良い。だけど、個人や社会のウェルビーイングのために法を守り、安心安全な社会を作っていきたいなと思った。法によってウェルビーイングになる人もならない人もいると思うので、法があるから行動を制限するのは勿論、法がつけられた事の意義、

根本を考えて、社会にいる様々な他人を尊重することを大事にしていきたいと思った。

・実社会にある法やその下にある条例や命令に、どのようなものがあるのかについての理解を深め、それはどのように憲法に関係しているのかを知ろうとする姿勢を持っていきたい。法に込められた意味を理解したうえで法を順守することによって、より国民が理想とする社会への貢献ができると思う。

・日頃から法に関連するニュースを確認し、法に対して自分の意見を持てるようにしたいと思いました。また18歳になったら、投票をすることで自分の意見を反映させるようにしたいと思います。

・全員とは言えないけど、私たちが選んだ国会議員によって法はきめられているので、国民として少し不満はあってもきちんと向き合い守っていききたい。でも、意見を伝えられる機会があったら世論として発信していきたい。

・法の意味を理解してどのような意図でその法が作られたのかを考えて法を守るようにしたい。法を作ったってことは誰かが迷惑を受けないようにするため。その法の本質的な面についても知って理解を深めたい。

・上でも書いたように、法は国民で決めたものだ。18歳になった僕たちだって選挙ができるようになり、政治に参加できるようになる。だから自分で作ったものは責任を持って守りたいと思う。立場が弱い人のことも考えて、どの人も平等に過ごせるように意識を持っていきたい。

・最後は法を守る私たちが鍵になってくると思うので、「法を守り、人権を自ら守ろうとする」不断の努力を大切にしたいと考えた。また、新しい法を作ろうという働きかけをすることや、立法機関である国会議員の選挙にいき、小さくても自分の意見を伝えていきたい。憲法などは少し制定するという面では関わるのが難しいが、条例などの身近な法は『これを変えたい!』となったときに、実際に署名活動などの働きかけをしてみたいと思う。”

・これからは法に対して学校や社会で働く中で自分に深く関わっている法を意識してみても学校や社会の仕組みを理解していきたい。また、選挙などニュースで見る法に違反した事実に対しても、どういう行動がいけないのかや、それが行われることによって何が守られるのか具体的な対象を考えてみたい。悪いことを防ぐだけでなくどんないい影響をある一定の組織や立場の人に与えているのかも考えてみたい。法に守られていると感じることのほうが多いけれど守る側としてもしっかり理解していきたい。法の内容に向き合うのもいいが制定の流れや社会権や請求権など具体的な人権とのつながりも

含めて捉えていきたい。

・法について学んだことで、今まで自分がどのぐらい法に基づいて生きてきたのかということが触れる機会となった。私はこれから法に少しでも考えつつ生活していきたいなと感じた。また、法を理解して社会の一員として貢献していくことが必要だと思った。

・私たちは法に支配されているという感覚よりも、私たちが法よりも下の存在、立場であることを守り続けるという感覚を大切にしていきたいと思った。私たちは法に縛られているというけれど、いつでも破れる環境にある。私たちが縛られているのは、自分たちが法の価値、威厳さを下げないように務めることなのだと思います。

＜④これから「あなた」は、「ウェルビーイング」を実現させるために、どのようなことに取り組みたいと考えますか？授業で学んだことを振り返って、教えてください。＞

(城東中)

・選挙や地域活動などに積極的に参加し、政治や地方自治に貢献したい。さらに、偏見や差別をしないように心がけることで、LGBTQ などへの批判の解消に少しでも近づきたい。

・ウェルビーイングを国民全員に実現させるのは難しいけれど、より多くの人にウェルビーイングを実現させるには、一人ひとりの個性や考え方を守ることが大切だと思う。だから、相手の意見を尊重しつつ、自分の意見を認めてもらえるように、少数派意見や弱者の意見を尊重することに取り組みたい。

・地元の人たちとの良い人間関係を築いて安心して暮らせるように、地域のイベントやボランティアの参加を自分から行っていきたいです。それが共生社会をつくっていくことにつながると思います。

・少子高齢化、貧困、差別などの人権問題、戦争、インターネットの問題、地域の問題などを解消して、ウェルビーイングを実現するために、町おこしなどに参加したり、寄付や募金をしたりして、少しでも自分ができるところを見つけて、幸福を基点とした社会づくりに取り組んでいきたいと考えています。

・シルバー民主主義などは、若者の選挙の投票率が低いことも問題であるため、自分が選挙権を持つようになったら、18 歳になったら選挙に忘れずにいき、若者の意見も政治に反映されるようにしていきたい。

・私はウェルビーイングを実現させるために、まず自分たちができるところをしっかりとやっていくことが大切だと思いました。例えば、選挙投票に行くな

どのこと。

・世の中の必要なもの、不必要なものを考えて、選挙やその他の場所で積極的に自分の意見を発信し、より良い持続可能な社会を実現していきたい。

(島田中)

・自分の目の前にいる人の幸せだけを追究するのではなく、より広く、自分の行動一つが世界をどのように幸せにできる可能性があるのか考え、より大きく正しいウェルビーイングを考えるようにしていきたいです。

・私はもっと、若い人の政治への関心を高めていく必要があると思った。この事を目指して私にできることはあまりないけど、SNS などを通して発信をすることならできそうだった。

・個人の幸福から相手の幸福、みんなの幸福が生まれる。だから、自分の意見をしっかり言い、反映させてもらうようにしたい。それぞれの意見が反映されれば、みんなが満足し、ウェルビーイングが達成されるだろう。そしてお互いの意見を尊重していきたい。

・まず自分にとってどういう状況がウェルビーイングなのかを考え、その状況をこれから実現していくかをじっくり考えていきたい。いきなり大きいことではなく、コンビニにある募金とか、身近なことに取り組んでいきたいと思った。

・法によって社会のウェルビーイングは達成できても個人はわからないので、公共の福祉に反しないような自分のウェルビーイングを見つけないと思った。また、自分が 18 歳になった時選挙権が与えられたら、社会全体のウェルビーイングのためにしっかりと自分で考えて投票したり選挙に行ったりしたいと考えた。

・まず投票権を持ったら投票して、政治に参加したいと思う。投票は私たちが政治に参加するための権利なので大切にしたいと思う。また、政治に参加するためにも関心をもって今どんな課題があるのかなど様々なことを知っておきたいと思った。

・国民には参政権が与えられているから、ウェルビーイングを損ねている原因について知り、国民に与えられた権利を使って声を上げることを行ってきたいです。

・18 歳で成人になったら時間がなくてもなるべく選挙に行こうと思った。働き方改革をして、地域の少子高齢化を解消できることが私の実現したいウェルビーイングなので、まず身近にある問題点を見つけ、できることから取り組みたいです。

・ウェルビーイングの循環がどんどん広がって最終的には未来の自分につながってくると思うから、今

の自分より成長して、いろいろな問題に立ち向かい、ウェルビーイングの循環の起点に自分になれるようになりたい。

・自分が幸せでも周りが幸せにならないケースがあります。自分が知っているのは貧困問題です。世界では経済格差が起きていて、自分もアフリカの子供だったら、幸せにはなれません。だから、最低限の生活ができるよう行動できることは行動したり、どのように多文化共生が実現できるのかを考えたりしたいです。

・批判的な思考を大切にし、世の中に溢れている情報にのまれることのないようにすることがウェルビーイングに繋がると考えています。特定のものや人に対する差別や偏見をせず、多様性を大切にしていくなために、正しい情報を見極めて生活していきたいと思います。

・ウェルビーイングは自分が嬉しければ周りが嬉しくなることが持続的に起こっている状況だと思う。そのため、社会のために何か貢献できることを日々探し、少しの幸せでも大きく感じられるようになりたいと思う。

法の役割を理解した上で、一人ひとりの人権を守っていきたく願う生徒や、個人や社会のウェルビーイングの達成のために、主権者として行動を起こしていきたいと願う生徒の記述が目立った。これらの記述から、前述した大項目「C 私たちと政治」において目指す生徒の姿は概ね達成できたと考えている。

4. 成果や課題

「一人ひとりがより良い生き方のできる社会の形成者として、主体的に社会に参画し、構想し続けること」というねらいを達成できているかどうかは、生徒たちが義務教育課程を修了した先の未来でなければ、確認できるはずもない。しかし、このねらいを基に定義した目標である「公民としての資質・能力」については、その達成に一步近づくことができた振り返る。ウェルビーイングの理念を内包し、または軸に据えた「公民としての資質・能力」の要素は、生徒たちの「人権」「法」「主権者」への理解や思考、態度などを育成することに貢献されたのではと推察している。比較検証ができている訳ではないが、目に見えない幸福観を、社会にみられる課題への考察、構想の視点の一つとして加えることで、生徒の中にある「より良い社会とは」という問いが、「自分や他者のより良い生き方とは」という問いへと発展され、自己と社会が結び付き、主体的で深い学びが実現したと本実践に対する感想もっている。ただし、社会科教科研究ではよく耳にする、道徳科との違いについては吟味していきたいところである。そういう面で、現行の学習指導要領に則って、そこに思考、判断の材料としてウェルビーイングの視

点を加えるに留まることが適切だろうと、実践者としては至っている。

また、教室を越えて、地域の公立中学校とオンラインで合同小集団追究を組むことができ、本実践の汎用的な側面も見取ることができた。本実践では「いっぼんの鉛筆のむこうに」を通して、ウェルビーイングの概念を教材として取り入れていこうと試みたが、やはり難しい面もある。しかし、持続可能な開発に関する議論だけではなく、持続的に良好・幸福な状態について共有しようとし、共に考えていこうとするプロセスそのものが、ウェルビーイングをゴールに据える誰一人取り残さない社会実現に向けた、教育現場からの貢献だと考えている。成果や課題としての学術的な検証は不十分ではあるが、本実践で得た生徒の表れが、これからの日本の社会科教育の在り方について議論される手掛かりの一つになっていればと思っている。

5. おわりに

地理的分野、歴史的分野であっても、指導要領解説にある各分野の目標及び内容に則って単元を構想しつつ、個人や社会の持続的に良好・幸福な状態に着目する試みは可能であるとする。分野を越えて、ウェルビーイングが教材や視点としてどのように活用され得るか、今後も実践を通して検証していきたい。

さいごに、本実践のオンライン合同小集団授業実践に研究協力員としてご尽力いただいた、掛川市立城東中学校の杉山高久教諭と、その生徒たちに万謝いたします。

[参考文献]

- ・文部科学省 2017『中学校学習指導要領解説社会科編』、文部科学省
- ・唐木清志（編著）2016『「公民的資質」とは何か―社会科の過去・現在・未来を探る―』、東洋館出版社
- ・草郷孝好 2022『ウェルビーイングな社会をつくる―循環型共生社会をめざす実践』、明石書店
- ・前野隆司 2022「ウェルビーイングとは何か」『情報の科学と技術』、72巻9号、pp328～330
- ・白井俊 2020『OECD Education2030 プロジェクトが描く教育の未来 エージェンシー、資質・能力とカリキュラム』、ミネルヴァ書房

[参考動画]

- ・文部科学省 2023『内田由紀子・中央教育審議会委員「次期教育振興基本計画ポイント解説～ウェルビーイング編～」』、文部科学省
- (<https://www.youtube.com/watch?v=AF2-S1EGGiE>)